平成28年度 (第2事業年度)

事業報 告

平成 28 年 4 月 1 日から 平成 29 年 3 月 31 日まで

一般財団法人 風に立つライオン基金

I 法人の概況

1. 設立年月日 平成 27 年 8 月 10 日

2. 定款に定める目的

本年度、当法人の事業を「公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律」が規定する「公益目的事業」(以下、公益法人法)に沿わせ、条文の表現を変更し、当法人が支援助成する対象を明確化しました。

「この法人は、国内外で発生した大規模災害の罹災者を物心両面から支える為、又、国内外の僻地医療の現場や大規模災害の復旧活動の現場等で公共の利益の為の奉仕活動及び平和並びに自然環境等を守る為の活動に専心、活躍する個人や団体(以下、奉仕者等という)に対し、その活動を称えると共に、奉仕者等の活動に物心両面からの支援を提供する為、社会貢献の意思を有する個人及び企業、団体(支援者等)に対し、音楽等芸術文化の有する力を結晶させた公演等を通して寄付を呼びかけ、罹災者支援、及び奉仕者等の活動を支援、助成し、活動の円滑化と継続性の確保を図ることを目的とする。又、国内外の僻地医療活動や専門的な知識、技術を必要とする国際協力活動に従事することを志望する若者や、大規模な災害に罹災したために十分な教育環境が得られなくなりながらも就学や進学を目指す若者等(志望者等)に対し、奨学金を支給するなどして有為の人材育成に努め、自律的かつ持続的で魅力ある社会の実現に貢献することを目的とする。」

3. 定款に定める事業内容

当法人の事業を公益法人法が規定する公益目的事業に沿わせ、各号の表現を変更し、列挙順も変更して、事業内容が共通する項を集約して整列。併せて新たに第2項を設け、事業の適用範囲を明確化しました。

- 1. 奉仕者等の顕彰事業
- 2. 奉仕者等の活動への支援助成事業
- 3. 国内外で発生した大規模災害による被災者等への支援助成事業
- 4. 国際医療、僻地医療の推進、公衆衛生の向上等を目的とする活動への支援助成事業
- 5. 国際医療従事経験者、救急救命医療の勤労者等の福祉向上を目的とする支援助成事業
- 6. 被災者及び奉仕者等の活動の支援を目的とするチャリティオークション及び対価型個人協 賛等の募金活動を伴う啓発活動を行う為のチャリティフェア事業
- 7. 音楽等芸術文化が有する力を結晶し、被災者の慰問並びに復興支援及び奉仕者等の活動の支援に資することを目的とするコンサートやシンポジウム等の公演・イベント事業
- 8. 志望者等への奨学金給付事業
- 9. 奉仕者等並びに志望者等及び支援者等をつなぐための情報ポータル事業
- 10. 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、日本全国及び海外において行うものとする。

4. 所管官庁に関する事項

第2事業年度末日時点において、当法人を所管する官庁はない。

※平成28年7月21日付で内閣府に対して公益認定の申請を行い、同7月29日付で内閣府公益

認定委員会事務局に受理頂いて公益認定に係る指導を受けることになった。

現在は、認定の最終局面に到達しており、平成29年7月7日に審査会答申、同7月13日認定の 予定で進捗している。認定後は、当法人の所管官庁は内閣府となる。

5. 会員の状況

当法人の公益認定に合わせ、平成28年10月に規約を改定整備し、11月、正式に会員募集を開始したが、公益財団法人の認定を受けた後、大々的に募集を開始するという方針を立てた為、ホームページ上での募集告知を行なうが、さだ理事のコンサートの際の席撒きチラシ以外の広報は見送ることとした。

その結果、本年3月末日時点における会員数は以下のとおりとなった。

◇風の団 : 156名 (女性=114/男性=42)

◇風の会 : 72名 (女性=58/男性=14)

※但し、当年度は会費の徴収は行わず、平成29年度より徴収することとなった。

6. 主たる事務所・支部の状況

主たる事務所 : 東京都港区赤坂6丁目12番11号甲陽ビル5階

従たる事務所 : ①東京都新宿区早稲田町85番地5階

②香川県高松市内町1番13号 日新内町ビル

以上が、第2事業年度末日時点での当法人の主たる事務所・支部の状況であるが、第3事業年度 には新宿区早稲田町事務所を閉鎖し、宮城県石巻市に支部を設置する予定である。

7. 役員等に関する事項

当法人の第2事業年度の役員は下表のとおりである。

役職	氏名	常勤・非常勤の 別	担当職務・現(兼)職		
設立者・理事 佐田雅志		非常勤	㈱まさし 代表取締役社長		
理事長	理事長 山口保		(㈱プロディア 代表取締役/㈱まさし 専務取締役		
副理事長	副理事長藤村尚道		㈱クレイジー・ティブィ/㈱CRAZY AD 代表取締役		
常務理事	常務理事 大崎徹哉		事務統括		
常務理事 早野秀之		常勤	広報・IT戦略		
理事	理 事 中西賀嗣		企画・渉外/㈱CRAZY AD より出向		
理事	理 事 佐田繁理 非常勤		㈱さだ企画 代表取締役会長		
理事	安西範康	非常勤	(株)工二一 顧問		
理事	古竹孝一	非常勤	㈱NISSIN 代表取締役		
理事	千葉恵弘	非常勤	(㈱プログレッソ 代表取締役		
監事	伊澤武志	非常勤	税理士法人ミライト・パートナーズ代表パートナー 税理士		

当法人の第2事業年度の役員は下表のとおりである。

役職	氏名	常勤・非常勤の 別	担当職務・現職	
評議員 鎌田實		非常勤	諏訪中央病院名誉院長	

評議員	佐 渡 裕	非常勤	指揮者
評議員	古田敦也	非常勤	スポーツキャスター

8. 職員に関する事項

当法人の第2事業年度の職員の状況は下表のとおりである。

職員数		前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数	
男 子	4名	2	5 7歳	1年1ヶ月	
女 子	5名	3	47歳5 ヶ月	11 ヶ月	
合計または平均	9名	5	51歳9ヶ月	1年	

9・許認可に関する事項

第2事業年度において、定款の変更など許認可に係る事項はない。

Ⅱ 事業の状況

1. 事業の実施状況

(1) 顕彰事業

第2事業年度に実施した社会奉仕活動、社会福祉活動を行なう団体を対象とする顕彰事業 は以下のとおり。

- ○高校生ボランティア・アワード 2016
 - 1. 平成 28 年 8 月 15 日・16 日: 東京都渋谷区國學院大學渋谷キャンパス
 - 2. 顕彰団体数: 133 団体(学校数=128 校・団体所属生徒数=3,478 名)
 - 3. 後援: 内閣府·社会福祉法人 NHK 厚生文化事業団
 - 4. 協賛: 國學院大學・大日本印刷株式会社・ヤフー株式会社
 - 5. 特別応援:特定非営利活動法人 国境なき医師団日本
 - 6. 協力:特定非営利活動法人 学校マルチメディアネットワーク支援センター

本顕彰事業の原資は、当法人の趣旨に賛同を頂いた法人・個人等からの寄付金を充当した。

(2) 支援・助成事業

第2事業年度に実施した、国内、国外において「生命」や「平和」を守るために奉仕活動や慈善活動を実践している個人、団体を対象とする助成支援活動は以下のとおり。

①チャイルドドクター・ジャパン:¥2,000,000:助成金

②シロアムの園 : ¥2,000,000:助成金

③ハウス・オブ・ジョイ : ¥2,000,000:助成金

④ロシナンテス : ¥3,000,000:助成金

⑤大槌町「生きた証プロジェクト:¥1,000,000:助成金

⑥ナガサキピーススフィア : ¥4,552,113: 寄付金

⑦NHK 厚生文化事業団 : ¥ 150,000:募 金

以上の支援活動の原資は、当法人の趣旨に賛同を頂いた個人等からの寄付金を充当した。

(3) 災害支援事業

第2事業年度に実施した、大規模自然災害等により被災した地域への支援活動は以下のとおり。

- ①平成28年熊本地震
 - 1. 平成28年4月23日:熊本県西原村・益城町=支援物資配付(慰問)
 - 2. 平成 28 年 5 月 9 日: 大 分 県 竹 田 市=¥1,000,000: 義援金
 - 3. 平成 28 年 5 月 9 日: 大分県由布市=¥3,000,000: 義援金
 - 4. 平成 28 年 6 月 17 日:熊本県南阿蘇村=¥5,000,000:義援金
- ②平成 28 年台風 10 号災害
 - 1. 平成 28 年 10 月 29 日:北海道南富良野町=¥1,000,000:義援金
 - 2. 平成 28 年 11 月 4 日:岩 手 県 岩 泉 町=¥1,000,000:義援金
 - 3. 平成 28 年 11 月 4 日:岩手県田野畑村=¥1,000,000:義援金
 - 4. 平成 28 年 11 月 4 日:岩 手 県 久 慈 市=¥1,000,000:義援金
- ③平成28年鳥取県中部地震
 - 1. 平成 28 年 11 月 26 日:鳥 取 県 倉 吉 市=¥ 500,000:義援金
 - 2. 平成 28 年 11 月 26 日:鳥取県湯梨浜町=¥ 150,000:義援金
 - 3. 平成 28 年 11 月 26 日:鳥 取 県 北 栄 町=¥ 150,000:義援金
 - 4. 平成 28 年 11 月 26 日:鳥 取 県 琴 浦 町=¥ 100,000:義援金
 - 5. 平成 28 年 11 月 26 日:鳥 取 県 三 朝 町=¥ 100,000:義援金

以上の支援活動の原資は、当法人の趣旨に賛同を頂いた個人等からの寄付金を充当した。

(4)被災地支援コンサート

第2事業年度に実施した、大規模な自然災害に被災し、心に痛手を負った地域の人々を慰問する為のコンサート等チャリティ活動は以下のとおり。

- ①平成28年熊本地震
 - 1. 平成 28 年 6 月 17 日: 熊本県南阿蘇村=支援コンサート
- ②平成 28 年台風 10 号災害
 - 1. 平成 28 年 10 月 29 日:北海道南富良野町=支援コンサート
 - 2. 平成 28 年 11 月 4 日:岩手県岩泉町・田野畑村・久慈市=支援コンサート
- ③平成28年鳥取県中部地震
 - 1. 平成 28 年 11 月 26 日:鳥取県倉吉市=支援コンサート

以上のコンサートは、無料で実施した。支援活動の原資は、当法人の趣旨に賛同を頂いた個人 等からの寄付金を充当した。

- (5) チャリティイベント等事業
 - 第2事業年度に実施した、チャリティイベント事業は以下のとおり。
 - ①さだまさしチャリティコンサート at 東京国際フォーラム

実 施 日 : 平成28年8月1日

実施場所 : 東京国際フォーラム・ホール A

出演者: さだまさし・佐渡裕・スーパーキッズオーケストラ

来 場 者 : 当法人賛同者 5,000 名

入場料: 10,800円

②チャリティイベント「さだまさし&大沢たかお二人会」

実 施 日 : 平成28年8月1日

実施場所 : 香川県高松市「レクザムホール」

出演者: 大沢たかお、さだまさし来場者: 当法人賛同者 2,000 名

協 賛 者 : 株式会社日立製作所

協 賛 金 : 300 万円 入 場 料 : 5,000 円

以上のチャリティ活動の原資は、当該イベント開催時の入場料、協賛金を充当した。

2. 重要な契約に関する事項

第2事業年度に締結した多額の長期借入金契約、重要な資産の売買契約、重要な工事の発注契約などはない。

3. 役員会に関する事項

(1) 理事会

第2事業年度中に実施した理事会は以下のとおり。

①臨時理事会

開催日: 平成28年4月19日

議事事項:

- i 熊本地震への対応について
 - 1. 支援金額(予算総額)
 - 2. 支援体制
 - 3. 慰問日程

確認事項:

i ボランティア・アワード 2016 の進捗について

②定時(1) 理事会

開催日: 平成28年5月26日

議事事項:

i 第1事業年度決算の件

ii 第1事業年度事業報告の件

iii定時評議員会を開催する件

iv第2事業年度事業計画ならびに収支計画変更の件

v内閣府公益等認定委員会へ認定申請を行う件

vii従たる事務所を設置する件

③定時(2)理事会

開催日:平成28年9月7日

議事事項:

- i 定款変更の件(一括審議)
 - 1. 第2条(目的)条文変更
 - 2. 第3条(事業) 第1項事業の整理と字句修正及び第2項、第3項追加
 - 3. 第9条 (選任及び解任) 第2項~第9項追加
 - 4. 第11条 (報酬等) 条文変更
 - 5. 第18条 (決議) 第2項各号の表記法変更 (定款全体で統一するため)
 - 6. 第20条(役員の設置等)第2項変更及び第3項、第4項追加
 - 7. 第21条(選任等)第2項変更
 - 8. 第22条 (理事の職務) 括弧内に「及び権限」追加及び第2項修正
 - 9. 第23条 (監事の職務) 括弧内に「及び権限」追加
- 10. 第24条(任期等)第3項修正
- 11. 第26条 (報酬等) 条文変更
- 12. 第32条 (理事会の権能) 第5項変更
- 13. 第33条(種類及び開催)第3項第1号、第2号変更
- 14. 第34条 (招集) 第1項変更
- 15. 第35条 (議長) 条文変更
- 16. 第42条 (事業計画及び収支予算) 第3項誤字修正
- 17. 第43条 (事業報告及び決算) 第1項修正及び第7号削除並びに第3項第2号削除
- 18. 第46条 (公益認定の取消し等に伴う贈与) 条文を作成し追加→以下条の条数変更
- 19. 第12章「会員」第1節総則、第2節会員、第58条~第66条を作成し追加
- ii 臨時評議員会を開催する件
- iii組織体制の変更及びこれに伴う人員採用の件
- iv理事2名の常務理事(業務執行理事)登用の件
- v主たる事務所を当法人名義で賃借する件
- vi 第 2 事業年度事業収支計画変更の件
- vii支部の名称変更及び従たる事務所の登記に関する件
- ④臨時(2)理事会

開催日: 平成28年9月21日

議事事項:

- i 当法人の事務所を設置する件
- ii 「公1」~「公8」、「収1」「収2」事業の改組に関する件
- ⑤臨時(3)理事会

開催日: 平成28年9月27日

議事事項:

- i役員人事及び組織体制の件
- ii 当法人の諸規定(理事会決議によるものについて)の件
 - 1. 理事会規則(改訂)
 - 2. 委員会規程(改訂)
 - 3. 事務局規定(制定)
 - 4. 文書管理規程(制定)

- 5. 助成制度に関する規程(制定)
- 6. 就業規則(制定)
- 7. 給与規定(制定)
- 8. コンプライアンス規程(制定)
- 9. 情報公開規程(制定)
- 10. 個人情報保護に関する基本方針(決定)
- 11. 個人情報管理規程(制定)

確認事項:

- i 平成 28 年度臨時評議員会 (9月 22 日開催) により承認された役員報酬の額等を反映 させた収支計画の確定
- ⑥臨時(4)理事会

開催日: 平成28年10月12日

議事事項:

- i 当法人の諸規定(理事会決議によるものについて)の件
 - 1. 会員規約(改訂)
 - 2. 理事の職務権限規程(制定)
 - 3. 印章取扱規程(制定)
 - 4. 特定個人情報取扱規則 (制定)
 - 5. リスクマネジメントに関する規程(制定)
 - 6. 公益通報者保護に関する規程(制定)
 - 7. 出張旅費規程(制定)
 - 8. 情報システムの運用管理に関する規程(制定)
 - 9. 基金ロゴマーク等使用規程(制定)
- 10. 情報システム緊急事態対策ガイドライン (制定)
- 11. 首都直下地震等対策ガイドライン (制定)
- ⑦臨時(5)理事会

開催日: 平成28年11月14日

議事事項:

- i 収支計画書修正の件
- ii 臨時評議員会を開催する件
- iii鳥取地震への対応の件

報告事項:

- i 北海道南富良野町慰問の件
- ii 岩手県岩泉町、田野畑村、久慈市慰問の件
- ⑧定時(3) 理事会

開催日: 平成28年12月8日

議事事項:

- i 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程変更の件
- ii 役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規則変更の件
- ⑨臨時(6)理事会

開催日: 平成29年1月6日

議事事項:

- i 定款及び諸規定を変更する件
- ii 事業計画書及び収支予算書を変更する件
- iii臨時評議員会を開催する件

ivチャリティイベント「二人会」を開催する件

⑩臨時(7)理事会

開催日: 平成29年1月23日

議事事項:

- i 定款及び諸規定を変更する件
- ii 事業計画書及び収支予算書を変更する件
- ①定時(4)理事会

開催日: 平成29年3月30日

議事事項:

- i 第2事業年度事業計画の実施進捗(決算の準備)状況の確認
- ii 第3事業年度事業計画ならびに収支計画案の承認
- iii 平成 29 年度定時評議員会開催日程の決定

(2) 評議員会

- 第2事業年度中に実施した評議員会は以下のとおり。
 - ①定時評議員会

開催日: 平成28年6月29日

議事事項:

- i 第1事業年度決算の確認
- ii 第1事業年度事業報告の確認
- iii第2事業年度事業計画ならびに収支計画の確認
- ②臨時評議員会

開催日: 平成28年9月22日

議事事項:

- i 定款第21条第3項乃至第4項の規定への対処法の件
- ii 理事候補者 古竹孝一君 選任の件
- iii理事候補者 千葉恵弘君 選任の件
- iv 理事候補者 安西範康君 選任の件
- v 理事候補者 中西賀嗣君 選任の件
- vi増員(新任)による当法人の理事人数の件
- vii監事の変更(選任)の件
- viii役員等に報酬等を支給する件
- ix当法人の公益認定に臨んでの定款変更の件
 - 1. 第2条(目的)条文変更
 - 2. 第3条(事業) 第1項事業の整理と字句の加筆修正及び第2項追加
 - 3. 現行第6章を第3章に移設 ※以降の章及び条数をすべて繰り下げ

- 4. 第10条(事業報告及び決算)第1項修正及び第7号削除並びに第3項第2号削除
- 5. 第12条(選及び解任)第2項~第9項追加
- 6. 第14条(報酬等)条文変更 ※第9号議案の議決に基づく
- 7. 第23条(役員の設置等)第2項変更及び第3項追加
- 8. 第24条(選任等)第2項変更
- 9. 第25条(理事の職務)括弧内に「及び権限」追加及び第2項修正
- 10. 第26条(監事の職務)括弧内に「及び権限」追加
- 11. 第 27 条 (任期等) 第 3 項修正
- 12. 第 29 条 (報酬等) 条文変更
- 13. 第35条 (理事会の権能) 第1項第5号変更
- 14. 第36条(種類及び開催)第3項第1号、第2号変更
- 15. 第 37 条 (招集) 第 1 項変更
- 16. 第 38 条 (議長) 条文変更
- 17. 第9章「会員」第47条を作成し追加
- 18. 第50条(公益認定の取消し等に伴う贈与)条文を作成し追加
- x 第 2 事業年度事業計画及び事業収支計画変更の件
- ③臨時(2)評議員会

開催日: 平成28年12月8日

議事事項:

- i 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程変更の件
- ii 役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規則変更の件
- ④臨時(3)評議員会

開催日: 平成29年1月23日

議事事項:

- i 定款変更の件 (1) 第 10 条 (2) 第 27 条 (3) 第 35 条 (4) 第 48 条
- ii 役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規則変更の件
- iii 役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規則変更の件
- iv 平成 28 年度 (下期) 事業計画変更の件
- v 平成 28 年度(下期)収支予算書変更の件
- ⑤臨時(4)評議員会

開催日: 平成29年2月5日

議事事項:

- i 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程変更の件
- ii 非常勤理事に対する報酬支払の件
- iii 平成 28 年度 収支予算書変更の件
- 4. 収支及び正味財産増減の状況並びに財産の状況の推移

当法人の収支及び正味財産増減の状況並びに財産の状況は以下のとおり。

事業年度	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	32年3月期
前期繰越収支差額	0	73, 838			
当期収入合計	99, 992	145, 094			
当期支出合計	26, 154	115, 007			
当期収支差額	73, 838	30, 087			
次期繰越収支差額	73, 838	103, 925			
資産合計	86, 702	115, 225			
負債合計	12, 864	11, 300			
正味財産	73, 838	103, 925			

Ⅲ 当法人の課題

第2事業年度を経過した時点における当法人の課題は以下のとおり。

1. 公益財団法人への移行

当法人の設立理念および実施している活動は、公益財団法人に相応しいものと思量されるので、 第2事業年度を経過した現在、内閣府を所管官庁とする公益法人格の認定を受けるべく、事務局 において鋭意申請作業を行なっている。

2. 運営組織体制の強化

第2事業年度は、当法人にとって、公益認定申請に開け、公益認定申請に暮れたと言っても過言では無い状況の1年間であった。

この間、事業基盤の強化に乗り出したが、例えば法人賛助会員の獲得を取ってみても、一般財団 法人のままなのか、公益財団法人に移行できるのかが判然とせず、渉外業務が暗礁に乗り上げた 状態、宙づり状態といった状況に陥るという「負の副産物」を産み出した格好となった。

本来的には、法人の形如何に因らず、各事業を推進していくことが望ましいのであろうが、事業を推進するのは機械で無く、感情を持つ人間であるので、各事業の進捗に心理的な影響を受けたとしても、決して責められるものでは無いと思量される。

第3事業年度にあっては、公益財団法人として自信を持って各事業に臨めるものと確信しているが、実際には様々に制約を受けることにもなってくるので、一喜一憂することなく、公益法人として運営体制を強化し、組織的に各業務を進捗させるよう努めたい。

3. 災害支援活動等に対応する体制づくり

第1事業年度中に情報収集および制度設計の研究に努め、第2事業年度になって当法人の事業目的の一である、大災害時発生時等における医療支援等の人的支援を遂行可能とするための会員組織を作り、特定非営利活動法人国境なき医師団日本、日本救急医学会等の医学会、認定特定非営利活動法人アムダなど関係する団体との連携を深めることにも成功することができた。

第3事業年度においては、災害時に備えるために

「平時における医療情報ネットワーク」

として、当法人の協働会員の病院(法人)と医師、看護師、薬剤師等の医療関係者 で構成される 「風の医療団」間の情報交流

「平時におけるボランティア情報ネットワーク」

として、当法人の協働会員の社会奉仕団体等(法人)とボランティアの意思を有する一般会員(医療関係者以外の会員)で構成される「風の奉仕団」間の情報交流

「災害時の医療支援、物理的な復興支援のための情報ネットワーク」

として、被災地と風の医療団、風の奉仕団との間の情報交流等を行える体制作りを目指したい。

- 4. チャリティコンサートの公益事業化の研究
- IV 決算後に生じた法人の状況に関する重要な事実

決算期後に、当法人の収支や正味財産の状態に重要な影響を及ぼす事実はない。